

○周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱

令和4年3月23日農委要綱第3号

周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）には、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保及び有効利用の促進を図っていくことが求められていることから、遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいう。以下同じ。）の実態把握、発生防止及び解消並びに違反転用（法第4条又は法第5条に定める農地又は農地等の転用の制限に違反する行為をいう。以下同じ。）の早期発見その他地域の農地利用の確認をするため、委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下これらを「委員等」という。）が行う日常活動としての農地パトロール（以下「農地パトロール」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施計画の策定)

第2条 担当区域の担当として割り当てられた委員等は、協議の上、年度当初に当該年度の農地パトロールの実施計画（以下「計画」という。）を策定し、農地パトロール実施計画・実績報告書（別記様式。以下「報告書」という。）により委員会の会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

2 計画は、遊休農地の発生防止及び違反転用の早期発見を図るため、おおむね4か月で区域内の全域を一巡することが可能なものとする。

(実施の対象及び内容)

第3条 農地パトロールは、全ての農地を対象として、計画に基づき、担当地区の委員等が相互に連携して実施するものとする。

2 農地パトロールの実施に当たっては、主に次に掲げる事項を行う。

(1) 遊休農地及び遊休農地になるおそれのある農地（法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となる、又は不在となることが確実と認められる農地をいう。以下同じ。）の発見

(2) 再生利用が困難な農地（既に森林の様相を呈する、その他の状況により農業上の利用の増進を図ることが見込まれない土地（廃止前の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農

村振興局長通知) 7②に規定するB分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)と同義である。)をいう。以下同じ。)の発見

- (3) 法の許可又は届出案件の履行状況の確認
 - (4) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)による利用権設定その他農地の履行状況の確認
 - (5) 違反転用の早期発見
 - (6) 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地(以下「納税猶予適用農地」という。)の利用状況の確認
 - (7) 仮登記農地の利用状況の確認
 - (8) 営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認
 - (9) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)、廃止前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)その他関係法令の規定による農業者年金事業の特定処分対象農地又は加算対象農地の利用状況の確認
 - (10) 過去の調査において既に荒廃農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認
 - (11) 開墾その他の行為により新たに農地となったものの発見
- 3 委員等は、前項第1号、第2号、第5号及び第11号の事項に係る新たな発見又は同項第3号、第4号、第6号から第10号までの事項に係る適切な履行又は利用がされていないことを確認した場合は、速やかに委員会の事務局(以下「事務局」という。)に連絡をするものとする。

(連絡への対応)

第4条 委員会は、前条第3項の規定による事務局への連絡があった場合には、次のとおり対応するものとする。

- (1) 遊休農地(遊休農地になるおそれのある農地を含む。以下同じ。)については、周南市農業委員会遊休農地の利用意向調査等に係る事務処理要領(令和4年4月1日施行)に基づいて事務処理を行う。
- (2) 再生利用が困難な農地については、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領(令和3年10月1日施行)に基づいて事務処理を行う。
- (3) 違反転用の農地については、周南市農業委員会違反転用に対する措置に関す

る要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第2号）に基づいて事務処理を行う。

(4) 納税猶予適用農地については、遊休農地となっていること、違反転用の事実を発見した場合及び法第36条第1項に規定する農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）による農地中間管理権（中間管理法第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。）の取得に関する協議の勧告をした場合は、遅滞なく、当該農地の所在地の所管税務署長に通知する。

(5) 前各号を除くものについては、それぞれ所要の対応をするものとする。

（実績報告）

第5条 委員等は、年度終了後、当該年度の農地パトロールの実績（以下「実績」という。）を、報告書により会長に報告するものとする。

（総括）

第6条 会長は、前条の実績報告を取りまとめ、当該年度の事業報告として公表する。

（その他）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日農委要綱第12号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月1日農委要綱第3号）

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和8年2月10日農委要綱第4号）

この要綱は、令和8年2月10日から施行する。

別記様式（第2条、第5条関係）

年度 農地パトロール実施計画・実績報告書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

委員等の氏名

月	計画	実績	
	実施予定の地区名	延べ 日数	実施した地区名
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			